

群馬大学工学部早期卒業に関する内規

平成16.12.8制定

(趣旨)

第1条 この内規は、群馬大学学則第52条の規定に基づき、群馬大学工学部（以下「本学部」という。）学生の早期卒業に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 本学部学生が本学部に3年半以上在学し、卒業の要件として本学部が定める授業科目の単位を優秀な成績で修得したと認められる場合には、早期卒業を認めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる学生は、早期卒業の対象とならない。

- (1) 再入学、転入学又は編入学した学生
- (2) 転コース又は転学科した学生
- (3) 休学期間がある学生

(資格)

第3条 次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者は、早期卒業の資格を有する成績優秀者とする。

- (1) 卒業の要件として本学部が定める授業科目の単位をすべて修得する見込みであると認められること。
- (2) 2年次終了時における授業科目の成績が次のいずれかに該当すること。
ア 成績評価のうち、Aに3を、Bに2を、Cに1をそれぞれ乗じ、その合計値を総修得単位数で除した値が2.4以上であること。
イ 所属学科内の成績順位が当該学科内の上位約5%以内であること。
- (3) 3年次の前学期終了時における修得単位に係る成績評価のうち、Aに3を、Bに2を、Cに1をそれぞれ乗じ、その合計値を総修得単位数で除した値が各学科で定める数値以上であること。

(申請)

第4条 早期卒業を希望する者は、3年次の前学期末までに所属する学科長を経て、学部長に所定の願書を提出するものとする。

(資格の判定)

第5条 教授会は、早期卒業者の資格の有無について審議し、判定するものとする。

(履修方法)

第6条 前条の規定により早期卒業の適格者として認定を受けた学生（以下「早期卒業対象者」という。）は、本学部規程第2条別表第4に定める専門教育科目の開設年次を繰り上げて履修することができる。

(学習指導等)

第7条 各学科は、早期卒業対象者の授業計画及び学習指導等について、適切な措置を講ずるものとする。

(早期卒業の判定)

第8条 学部長は、早期卒業対象者が本学部が定める授業科目の単位のすべてを優秀な成績をもって修得したと認められる場合には、学長に申請することができる。

2 教授会は、前項の要件について審議し、判定するものとする。

(卒業の時期)

第9条 早期卒業の時期は、4年次の9月とする。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成16年12月8日から施行する。